令和5年度沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金(ECサイト構築支援)募集要領

1 事業の目的

本事業は、近年、海外販路展開の手段として注目され、県産品(※1)を効果的に海外の消費者に広げることができる「越境EC」(※2)を活用し、既存サイトの増設や新たなサイトの構築をとおして、県産品の認知度向上と販売の拡大を目的とする。

- ※1この募集要領で用いる県産品の定義は、以下の通りとする。
 - (1)沖縄県内で生産されたもの
 - (2)沖縄県内で最終加工又は組み立てされたもの
 - (3)沖縄県外で最終加工されたもののうち、県内に本社を有する事業者の委託等により、県産原材料を全部または一部を用いて、県産品として販売することを目的としたもの
- ※2この事業で用いる越境ECの定義は、以下の通りとする。

自社サイトや大手プラットフォーム等を活用して、インターネットを通して県産品を海外 に販売すること。

2 補助対象事業者

補助対象事業者は、以下のとおりとする。

- (1) 県内生産者
- (2) 県内輸出事業者(※3)
- (3) 県内物流事業者

ただし、一定の輸出実績(※4)を有すること。

- ※3 県内輸出事業者とは、県内に本店又は事業所を有し、輸出を行う法人をいう。
- ※4 一定の輸出実績を有するとは、前年、若しくは前年度の輸出実績が 100 万円を超える県内輸出 事業者をいう。

なお、定款等に記載される業務内容から、対象事業者か否かを確認する。

3 補助対象国・地域

香港、中国、台湾、韓国、シンガポール

4 事業実施期間

交付決定の日から令和6年1月31日(水)まで

- 5 補助率及び補助額の上限
 - ① 補助率:補助対象経費の3分の2以内(補助事業者:3分の1以上負担) 補助事業の目的以外の目的で購入したものは、補助対象外経費となる。
 - ② 補助額の上限
 - ・1,500,000 円とする。

補助対象経費には、消費税及び地方消費税等の租税公課、金利手数料及び振込手数料は含まれない。

6 応募資格・要件

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 日本国内で登録されている企業であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(参考) 地方自治法施行令 第167条の4 第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれ かに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第32条 第1項各号に掲げる者
- (3) 本事業の趣旨に沿った事業内容を企画し、運営する能力を有すること。
- (4) 業務進捗状況や内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有する者であること。
- (5) 業務を実施するための十分な人員体制を有するものであること。
- (6) 法人税、県税及び市町村税を滞納していないこと。
- (7) 次のア~カを全て満たす者。
 - ア. 県内において活動実態が認められる補助対象事業者で、本事業の目的に沿った事業内容を 企画し、運営する能力を有すること。
 - イ. 既に対象市場への輸出・販売実績があること。または対象市場への販売実績が無くとも、補助対象期間中において売上見込みの根拠を提示できる者。
 - ウ. 事業終了後も、今後の更なる売上向上と販路拡大に向けて、ECサイト構築による取組を 継続的に実施することができる者。
 - エ. 事業期間内において販路拡大等の成果の創出が見込めること。
 - オ. 業務進捗状況や内容等に関する打合せに円滑に対応できる十分な人員体制を有すること。
 - カ. 同様な事業内容で、国、または地方公共団体等から、補助を受けていないこと。

7 応募手続

補助を希望する補助対象事業者は、本募集要領に従って提案書 10 部 (正 1 部、副 9 部)を作成し、提出期限までに持参又は郵送 (簡易書留) にて事務局まで提出すること。

※FAX 又は電子メールによる提出は受付不可

公募期間	令和5年6月22日(木)から7月21日(金)正午まで(必着)
質問受付期間	仕様書等に疑義がある場合、質問書【様式1】を記入し、電子メールに
	より提出のこと。okinawahub@okinawa-ric.or.jp
	① 質問受付期間 令和5年6月22日(木)~7月14日(金)正午
	② 質問提出先 公益財団法人沖縄県産業振興公社
	産業振興部 海外・ビジネス支援課
	※ 件名に「沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金(ECサイト構築支援)
	公募に関する質問」と記載のこと。
	※ 回答は沖縄県アジア経済戦略課の本公募に係るページにて掲載する。
	https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/shoko/asia/index.html
提案書提出	○提出期限:7月21日(金)正午
	応募書類等の提出は、持参又は郵送(簡易書留)により提出のこと。
	なお、郵送の場合は提出期限必着とする。

提出 先:公益財団法人沖縄県産業振興公社 産業振興部 海外・ビジネス支援課 宛

〒901-0152 沖縄県那覇市小禄 1831 番地 1 産業支援センター4 階 電話番号 098-859-6238 FAX番号 098-859-6233

8 応募方法

下記様式①~⑯、その他資料を一連にして 10 セット(原本1部、コピー9 部※すべて片面印刷)作成し、各セットの間には、インデックスで間切りを入れたうえで、長辺左側に穴を空け、1 部ずつフラットファイルに綴り提出すること。パワーポイント等によるプレゼン資料を添付する場合は、A4 横になるよう作成すること。両面印刷、また、必ずページ数を付すこと。

- ① 補助金交付申請書(交付要綱様式第1号)
- ② 誓約書(実施要領別紙1-1)
- ③ 年間計画書(実施要領別紙1-2)
- ④ 事業実施計画書(任意様式)
- ⑤ 会社概要(実施要領別紙2)
- ⑥ 企画書(実施要領別紙3)
- ⑦ 事業体制図 (別紙様式)
- ⑧ 収支計算書(実施要領別紙4)
- ⑨ 収支計算書内訳(実施要領別紙4-1)
- ⑩ 上記に係る見積書等
- ① 決算書3期分(貸借対照表、損益計算書)
- ⑫ 直近3年間の輸出実績(様式任意)
- ③ 定款 (写し可)
- ⑭ 履歴事項全部証明書(写し可)
- 15 県税納税証明書
- 16 国税納税証明書

ー連にして 10 セット (片面) 作成し、 それらをフラットファイルに綴って提 出すること。

⑤,⑥は、原本1部のみを提出し、他はそのコピーを用いて良い。

9 選定について

- (1) 選定の方法
 - ① 沖縄県商工労働部アジア経済戦略課内に設置する審査委員会において、交付申請書を審査し、優先順位を決定する。
 - ② 交付申請書の審査は、提出された書類に基づく書類審査を行い(1次審査)、1次審査に合格した事業者を対象に、審査委員会において応募者によるプレゼンテーション審査を行う(2次審査)。なお、プレゼンテーションについては、提出期限までに提出された書類を基に行うものとし、それ以外に提出された書類等については、審査対象外とする。
 - ③ 審査委員会は非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。
 - ④ 審査委員会により選定した事業者が辞退した場合、又は、県との補助事業に関する協議が整わなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて、選定できるものとする。
 - ⑤ 一定水準を満たした提案がない場合、該当者なしとする場合がある。
- (2) 主な審査項目

①適合性

当補助事業の目的に沿った申請内容となっているか

②実効性

事業を円滑に実施する体制(実績、組織、担当者、資金力等)を有しているか 事業計画、スケジュールは妥当なものとなっているか

③具体性

申請内容が具体的に示されているか 事業効果とその評価方法が具体的に示されているか

④新規性·革新性

申請内容に新規性や革新性があるか。

⑤将来性·継続性

申請内容に事業終了後も越境ECサイトを活用した事業展開等が見込まれるか。

⑥波及効果

申請内容に県内事業者等への波及効果が見込まれるか

⑦妥当性

積算書の内容(予算の使途、金額等)は妥当なものか。 費用対効果(事業費と成約見込等)が適切か。

【スケジュール】

一次審査	○開催予定日:令和5年7月24日(月)書面審査
	応募者多数の場合は、募集要領「9 選定について (2)主な審査項目」に
	沿った審査を行うこととし、審査経過等に関する問い合わせには応じない。
	○結果通知予定日:令和5年7月26日(水)
審查委員会	○開催予定日:令和5年7月下旬予定
	場所: 沖縄県庁内会議室
	※詳細な時間帯は書類審査(1次審査)のうえメールにて御連絡します。
	なお、応募企業数によっては時間帯・場所が変更になる可能性がありま
	すのでご了承ください。
	備考:1応募者から3名までの参加とする。
	・説明時間 15 分以内、質疑 15 分程度を想定している。
	・説明は提出済の提案書のみを用いて行い、追加資料は不可とする。
	・紙資料による説明とし、プロジェクター等の使用は不可とする。
	○結果通知予定日:令和5年8月上旬

10 補助金交付決定について

選定された申請者が提出した補助金交付申請書に対し、沖縄県知事が交付決定通知書を申請者 に対して送付する。交付決定日から事業開始とする。

なお、選定後から補助金交付決定までの間に、沖縄県知事との協議を経て、事業内容・構成、 事業規模、金額などに変更が生じる可能性がある。補助金交付条件が合致しない場合には、補助 金交付決定ができない場合がある。

また、補助金交付決定後、補助事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがあるが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがある。

11 補助事業の実施

(1)補助事業の完了期限

補助事業は、令和6年1月31日(水)までに完了するとともに、ECサイト構築支援の完了日から起算して30日以内、又は令和6年2月29日(木)のいずれか早い日までに実績報告書(交付要綱別記様式第9号)及び支払い状況等を確認する実施要領で定めた添付書類を提出する必要がある。

(2)補助金の対象

補助対象となる補助事業の経費は交付決定日以後に着手し、実績報告書提出日以前に支払いが完了した経費に限る。

(3)計画の変更等

交付決定事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後に事業を変更、中止又は廃止する場合は、あらかじめ県知事にその承認を受ける必要がある。

(4) 実績報告

実績報告及びそれに係る提出書類は、交付要綱第12条及び実施要領第7条に定めるところによる。

(5)書類の保管期間

交付決定事業者は、本事業の関連書類について、事業完了日の属する会計年度の終了後5年 間、保存しなければならない。

なお、本事業は国庫補助を受けて沖縄県が実施する事業であり、補助内容や積算項目等については、諸事情により変更することがある。

12 補助対象経費

補助対象国・地域において、補助金交付の対象として知事が認める事業、及び補助対象事業に 必要な経費として知事が認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。 具体的な経費は以下のとおり。

- (1)海外ECサイトの構築に係る費用
 - ・新規サイト構築及び増設費
 - ・サイト・WEBページ設計費
 - サイトデザイン費
 - 翻訳費等
- (2) 海外ECサイトまたは海外向けECモールへの登録及び出店に係る費用
 - 初期設定 初期登録費
 - 出展代行費
 - ・決済カート導入に関する開通費及び初期設定費
- (3)その他、知事が必要と認める経費
 - ※広告配信等の販売促進に係る費用の交付申請を行う場合、見積額の50%を超えない 範囲で設定すること。
- 13 事業の実施にあたっての留意事項
 - (1) 書類提出にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 書類作成及びプレゼンテーションの出席に要する費用は、応募者の負担とし、提出書類は返却しないものとする。
 - (3)提出書類、審査内容、審査経過については公表しない。
 - (4) 交付決定事業者の選定にあたっては、交付申請書の内容を総合的に審査・決定する。 具体的な

内容と進め方は、交付決定後に県と交付決定事業者間で調整のうえ実施することとする。よって、交付申請書の記載事項について、すべて実施することを保証するものではない。

(5)事業終了時には、証憑を検査し実際に要した額を確定した後、補助率及び補助額の上限の範囲内で支払う。